
平成 28 年度

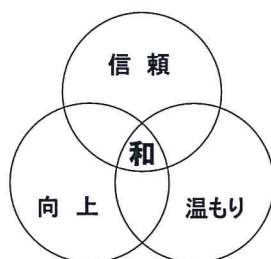
事業計画

社会福祉法人 遊佐厚生会

社会福祉法人
遊佐厚生会

基本理念

「信頼・向上、
そして温もり」



- ❑ 福祉事業をとおして地域社会に貢献し、強い「信頼」を得られる法人をめざします。
- ❑ 時代の変化を鋭敏にとらえる感性を持ち、思考力・判断力・技術力の「向上」につとめます。
- ❑ サービスの基本は「心」。謙虚な気持ちで人を思いやる、「温もり」にあふれた施設づくりをめざします。

平成28年度 法人経営の基本方針

1. 基本方針

平成28年度は、社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保を推進するための社会福祉法の改正が一部施行される年度となります。昭和26年に社会福祉法が制定以来これまでにない大きな改正となりますが、法律の施行期日は公布の日・平成28年4月1日平成29年4月1日と3段階に分けて施行されます。改正法については、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与の在り方等に関して改正が行なわれます。法改正によるこれらについては適正に対応していく事は当然の事ながら、制度の改革がなされようとも地域福祉の拠点として、より充実した福祉サービスを提供していくことが法人の使命である事を認識し、役職員全員の英知と行動力を結集して地域の信頼に応えていきます。また、昨今幼児・高齢者等に対する虐待の痛ましい報道がされております。当法人は安心・安全・快適な施設運営に徹し、社会福祉法人の「あるべき姿」を追求し、法人に求められている責任を果たしてまいります。社会福祉法人遊佐厚生会は、法人設立の趣旨並びに使命に則り、社会的信頼に応える公正で論理的な経営を実践し、各福祉事業の充実発展に努めます。利用者一人一人の尊厳を守る良質な福祉サービスの提供とともに、施設環境の整備並びに健全な財務体質を堅持し、地域社会における一層の福祉増進に寄与します。

* 法人の基本目標

- (1) 安全と安心の施設経営の推進
- (2) 入所者・利用者本位のサービスの提供・自立の支援
- (3) サービスの質の向上
- (4) 健全な経営基盤の確立
- (5) 地域福祉の推進と寄与

2. 経営基盤の安定化

会計事務所を交えた経営会議を毎月開催し、各施設の経営分析を行い経営実態の把握に努めると共に、中長期的視点からの事業計画・財務計画を立て、事業経営の堅実性・効率性を高め、安定的な経営基盤の確立と適切な財務管理を行います。

3. 人事管理制度の確立 福利厚生の実施

職員個々人の仕事の成果が適正に評価される人事評価制度の確立と福利厚生の充実を図り、職員が希望を持って働き続けられるキャリアパスの構築など、適切な人事・労務管理に努め、職員が仕事を通じて成長と達成感を実感できる働きやすい職場づくりに努めます。

4. 経営組織の強化

法改正に則り理事会・評議員会等組織の見直しを行ない、経営組織のガバナンス強化を図ります。

5. コンプライアンスの徹底

事業を実施するうえで社会福祉関係法令はもとより、社会的規範やモラル等を遵守し、公共的・公益的信頼性の高い経営に努めます。

6. 職員教育 研修の充実

利用者に質の高いサービスを提供するためには、職員の専門知識の習得、技術向上が必須であり、そのための教育・研修を計画的に実施し、知識・能力・技術の向上に努めます。

7. 役員会等

平成 28 年度における理事会は、本法人の経営する施設並びに事業経営の決定・事業の執行を行うとともに、必要に応じ担当委員会を開催し事案ごとに協議・検討を行います。監事は、理事が執行する事務事業等について、上半期・下半期に定期的に監査を行います。評議員会は、理事が執行する事務事業等と地域福祉の推進について意見を具申します。

区 分	内 容	開 催 等
理 事 会	法人業務の方針を決定し、事業・施設経営の円滑な執行	5月・3月の定例のほか、必要に応じて開催
評 議 員 会	法人業務及び事業等への意見具申	事業計画・予算並びに事業報告・決算時の開催のほか、必要に応じて開催
担当委員会	法人の課題等の検討・調査	必要に応じて開催

8. 財務諸表等の情報開示

法人のホームページ・全国社会福祉法人経営者協議会のホームページ・各施設の広報誌・並びに求めに応じて財務諸表等の開示を行います。

9. 遊佐厚生会苦情処理委員会について

利用者・家族等からの苦情に対応するため、法人として苦情解決責任者・苦情受付担当者を各施設に配置するとともに、苦情処理委員会（第三者委員）を設置

し、適切な解決とサービスの質の向上に努めます。なお、各施設において苦情処理委員による「相談日」を設けます。

平成28年度 障がい者施設経営の基本方針

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されますが、これで障害者に関わる法律は大方整備されたこととなります。これにより障害者への差別を解消するための措置として、不当な差別的取扱いの禁止は国・地方公共団体・民間事業者に法的義務が課せられ、合理的配慮については、国・地方公共団体には法的義務、民間事業者には努力義務が課せられる事となっております。障害者総合支援法の対象となる難病は平成25年4月に施行された当初は130疾病とされていましたが、以降2度の改正により平成27年7月1日から332疾病に拡大されており、障害福祉サービスの充実が図られております。

さらに、障害者総合支援法施行後3年を経過した平成28年度は、次の事項について見直しが行われます。①常時介護を要する障害者等に対する支援や障害者等の移動・就労の支援などの在り方、②障害支援区分の認定・支給決定の在り方、③障害者の意思決定支援及び障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、④聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方。この中で当法人の経営する障害者施設が取り組むべき事項については積極的に対応していきます。

障がい者支援施設「月光園」、多機能型事業所「ゆうとぴい」の円滑な経営に向け、次のように方針を掲げます。

1. 生命^{いのち}の尊さを第一義に、安全・安心の施設経営に努めます。
2. 利用者の尊厳と人権を尊重し、利用者が主体的・自主的に生活できるよう支援します。
3. 利用者ニーズを尊重し、一人一人の利用者に質の高いサービスの提供ができる施設を目指します。
4. 障がい者の専門施設として、地域福祉に寄与し、親しみのある施設づくりに取り組みます。
5. 障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、相談受付や情報提供を行います。

障がい者支援施設 月光園

◆ 利用者支援の目標 ◆

1. させてはならない三つの誓い

- ◎ 悲しい思い
- ◎ 悔しい思い
- ◎ 情けない思い

2. 支援の心構え

- ◎ 私は、やさしさ、思いやりの心でサービスを提供します。
- ◎ 私は、明るい職場づくりに努め、笑顔のサービスを提供します。
- ◎ 私は、介護のプロとして責任と誇りを持ち、サービスを提供します。
- ◎ 私は、チームワークを心がけ、互いに協力し合い、サービスを提供します。
- ◎ 私は、反省の心を忘れず、一人ひとりの声に耳をかたむけ、サービスを提供します。

障がい者支援施設 月光園事業計画

- ◎ やさしさと思いやりの心で、利用者が安心して生活できる施設づくりを目指します。

【重点事項】

1. 生活支援について

- ・個々の持つ特性や心身の状況に合わせた個別ケアを提供し、その人らしく生活できるように支援します。
- ・地域のボランティア資源を活用しながら、外出支援、行事開催、サークル活動等を積極的に行い、単調になりがちな施設生活が充実したものとなるように支援します。
- ・利用者が安心安全に暮していただけるよう、「ひやり・はっと」の検証や事故防止、虐待防止の継続的な取り組みに努めます。

2. 医療と健康管理について

- ・利用者の高齢化・重度化が進む中、日々の状態観察を細やかに行い、病状や体調の変化を的確に把握し早期発見・早期治療に努めます。
- ・感染症への理解と対応策の正しい知識を習得し、その予防に努めるとともに発生時は速やかに情報収集し拡大防止に努めます。
- ・衛生委員会活動を充実させ、職員のメンタルヘルスケア、腰痛予防対策など、産業医と連携を図りながら健康増進に努めます。
- ・医療における「ひやり・はっと」を検証し、原因究明・再発防止に努めます。

3. 栄養管理と給食について

- ・利用者の食事に対する意見や感想が反映できるよう食事満足度調査を行い、その調査結果を活かしておいしい食事の提供に努めます。
- ・嚥下機能、咀嚼機能の低下した方でも安心して食事できるよう、専門医の指示を受け、個々の機能に合わせた食事の提供を行います。
- ・各職種間で連携を図りながら栄養アセスメントを行い、利用者個々の栄養支援計画に基づいた食生活のサポートを行います。

4. リハビリ活動について

- ・利用者個人の目的や目標を明確にしたリハビリプログラムを立案し、身体機能や活動意欲を引き出していきます。
- ・レクリエーションや創作など、毎日を楽しく生き活きと過ごせるよう、季節や行事にあった様々な活動を提供していきます。

- ・短期利用者には自宅での生活の安全性を高めるため、動作の確認やアドバイス、自主的に行えるトレーニングの提案を行っていきます。

5. 職員研修について

- ・職場内外の研修の充実を図り、職員自身がそれぞれ専門職として自覚をもち、知識や技術を積極的に学び、実践していくことで施設サービスの質の向上に努めます。
- ・医療行為の伴う介護に十分対応できるよう、生活支援員の経管栄養・喀痰吸引行為従事者認定取得に向け、研修への参加を実施していきます。

6. 家族・地域との連携について

- ・家族交流の日には多くのご家族から参加していただくために、毎回ハガキでの呼びかけを行い、利用者と楽しいひと時を過ごしていただけるように努めていきます。
- ・施設とボランティアの方々との交流の場として開催する、「ボランティア懇談会」を活用し、行事や教室活動への参加や協力を積極的に呼びかけていきます。
- ・法人内の各施設の情報をまとめた遊佐厚生会ホームページの開設により、見やすくわかり易い情報の提供を尚一層心がけてゆくとともに、月光園だよりの発行を定期的に行い、行事や事業の取り組み、利用者の様子等を紹介、発信していきます。

7. 災害防止活動について

- ・定期的に避難訓練・通報訓練及び防災設備器具の安全点検を行い、利用者の生命及び法人財産の安全確保に努めます。
- ・近隣地区住民と広域消防署の方々が参加した総合非難訓練を実施し、災害時に備えた協力体制を確認し合うとともに、継続的实施により個々の防災意識を高めます。
- ・災害時の一斉メールの運用を定着させ、迅速かつ的確な連絡体制を構築し、職員等の安否確認など情報収集の強化を図ります。

8. 短期利用サービスについて

- ・利用に当たっては事前に面談を行い、利用日数や生活様式、居室環境等の希望をできるだけ取り入れ、個々の利用者に合わせたサービスの提供に努めます。
- ・利用者本人・ご家族とのコミュニケーションを大切にし、楽しく安心して定期的にご利用していただけるよう、きめ細やかな支援に努めます。
- ・各事業所や地域の関係者、相談支援専門員と情報を共有し、相互の連携を図りながら利用者の確保に努めます。

障がい者相談支援センター月光園事業計画

◎ 障がいのある人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようお手伝い致します。

【重点事項】

1. 一般相談支援事業

- ・地域移行支援、地域定着支援等、長期入院者の地域における生活に移行するための支援、また地域生活を継続できるように、行政・医療・サービス事業所等、各関係機関と連携を図り支援します。

2. 特定相談支援事業

- ・障がい者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、自己の能力、適性が生かされるサービス等利用計画の作成や評価を行います。
- ・障がい児やそのご家族の方が不安を持つことなく生活を送ることができるよう、各学校機関や児童福祉関係機関と連携を図り、卒業後の進路を含めた細やかな相談支援の提供に努めます。
- ・基本相談を実施することで、障害福祉サービスが必要と思われる方や支援を要する生活困窮者を把握し、生活自立センター、就労準備委託事業所などの専門機関と情報を共有しながら相談支援の機能と実績を高めます。

3. 研修等について

- ・相談者に適切な支援が提供できるよう、研修会や情報収集の場には積極的に参加し、質の高い相談支援をめざし知識の習得に努めます。
- ・地域活動支援センターの設置については、今後も関係機関と協力・連携を図りながら具体的な運営についての研修を行い、引き続き取り組んでいきます。

平成28年度 月光園主要行事・教室計画

◇ 主要行事

月 日	行 事	内 容
4月24日(日)	観桜会(家族会総会)	
5月18日(水)	パチンコ大会	
7月 3日(日)	七夕(家族交流の日)	
7月31日(日)	夏祭り	
8月31日(水)	麵祭り	
10月 1日(日)	芋煮会(家族交流の日)	
12月15日(木)	クリスマス会	
1月12日(木)	新年会(餅つき)	
2月 3日(金)	節分豆まき	
2月23日(木)	あゆみ会行事	
3月 3日(金)	ひな祭り	各グループで対応
年間を通して	外出(買い物・ドライブ等)	各グループで対応
毎月1回	交流喫茶(ゆうとびい)	
毎月1回	喫茶	

◇ 教 室

	教室名	基 準	開 催 日	
1	短歌教室	毎月開催		
2	釣り教室	秋に2回開催	9月15日(木)	9月29日(木)
3	車椅子ダンス教室	年に3回開催	9月 1日(木) 12月 1日(木)	10月27日(木)
4	焼物教室	年に2回開催	7月 7日(木)	7月21日(木)
5	フラワーサークル	年に5回開催	4月21日(木) 9月 8日(木)	6月16日(木) 12月22日(木)
6	ミュージックケア	毎月開催		
7	書道教室	年に5回開催	不定期	
8	お茶教室	年に4回開催	不定期	
9	スキルスクリーンサークル	年に9回開催	4月～12月	

平成28年度防災活動計画

防災委員…… 1. 防火管理者 2. 防災計画担当 3. 安全指導担当
4. 設備用具担当 5. 救護担当 6. 非常食担当

◎訓練・点検及び会議等

月 日	訓練内容	設備点検	会 議	備 考
4月14日(木) 4月26日(火)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練) 職員通報訓練	119番通報装置 一斉メール配信	第一回防災委員会 (4/14)	
5月26日(木)	地震時通報避難訓練 (昼間時想定) 消火器訓練 (消防署立会い)	水消火器5本使用 119番通報装置使用 メール配信	第二回防災委員会 (5/12)	
6月26日(日)	総合避難訓練 (夜間想定) 消火器訓練 (消防署立会い)	水消火器5本使用	地域関係者懇談会 災害対策会議 (6/20 事前会議)	
8月30日(火)	職員通報訓練及び 避難訓練 (夜間実施)	防災設備保守点検 (委託業者) 119番通報装置 一斉メール送信		防災食の日 (9/1)
9月6日(木)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練)		第三回防災委員会 (9/6)	
11月10日(木)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練)	119番通報装置 一斉メール送信	第四回防災委員会 (11/10)	
1月24日(火)	職員通報訓練	消火器・消火栓・非常灯 非常口・避難口の確認 防災設備機器保守点検 (委託業者) 119番通報装置 一斉メール送信		
2月9日(木)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練)		第五回防災委員会 (2/9)	
3月9日(木)	地震時通報避難訓練 (昼間時想定)			防災食の日 (3/11)

多機能型事業所ゆうとぴい事業計画

- ◎ 基本的な人権を尊重し、家族や関係機関との連携を図りながら利用者のニーズに対応した安心かつ快適なサービス提供を目指します。

【重点事項】

1. 生活介護について
個別支援計画に基づいて、食事や排泄などの介護や日常生活上の支援を行います。また、創作的活動などの機会を提供し、生活意欲や社会生活での自信につながるよう支援します。
2. 自立訓練（生活訓練）について
個別支援計画に基づいて、自立した日常生活や社会生活ができるよう生活能力の維持向上のため地域での作業体験やふれあいなどを通して必要な支援を行います。
3. 健康管理について
家族との連携を図るとともに毎月の体重・血圧測定と健康診断の実施を通して健康状態の把握に努めます。また、衛生面に気をつけ手洗いやうがいの励行を図ります。また、散歩やストレッチなどを行い、体力の維持に努めます。
4. 食事について
給食懇談会の実施などを通じて、バランスのとれたおいしい食事の提供に努めます。また、選択メニューなど楽しい食事の提供に努めます。
5. 家族とのかかわりについて
定期的に面談等を行い、支援の内容や目標の説明を通して、提供するサービスへ共通の認識が持てるように努めます。
6. 地域社会との交流について
開かれた施設を目指し、活動内容の周知を図るため地域社会との交流を積極的に図ります。
7. 職員の資質向上について
多様化する利用者のニーズに対応できるよう、専門知識と技術の習得に努めます。
8. 事故及び災害の防止対策について
 - ・リスクマネジメントへの意識を高め、「ひやり・はっと」の検証に取り組み原因究明・再発防止に努めます。
 - ・消防計画に基づいた避難訓練の実施と防災関係機関や近隣消防団との相互協力体制を築けるよう努めます。
 - ・機械類及び火器類、電気器具類の取り扱いには細心の注意を払うとともに退所時などにおいて警備保障会社と連携を図ります。
 - ・設備の保守管理を定期的に行い、危険な場所については安全対策を図ります。

特別養護老人ホームゆうすい等 理 念

ひとの「生きる」をささえるために
一人ひとりが専門家
一人ひとりが経営者
一人ひとりが地域人

ひとは利用者の皆さま 生きるは衣食住 人間関係 死をも含めた人生すべて
それを支えるのが私達の仕事です
一人ひとりが自立した福祉の専門家 自覚と責任ある施設の経営者
心豊かな地域人を目指します

平成28年度 ゆうすい等経営の基本方針

新たに打ち出された「介護離職ゼロ」施策により、前年度スタートした第6期及びその後続く介護保険計画が前倒しに加速して進められる見込みです。都市部における高齢者施設・住宅の整備は別として、切れ目ないサービスを担保する地域包括ケアの推進、家族介護者に対する相談支援の充実、働く人を支えるためにも取り組みが急がれることになりました。

地域包括支援センターゆうすいは、遊佐町における地域包括ケアシステムの構築に向けて、より積極的に行政や関係機関との連携を強めて行かなければなりません。特養、短期入所、デイサービス、ケアプランセンターなど、ゆうすいの各事業所もこの地域ケアシステムの構成員としてニーズに合った役割を発揮することで、包括受託事業の力強いバックアップになると共に、それぞれの事業実績の伸びに繋げていきます。

報酬の減額改正や人材不足を乗り切る要は、やはり人材育成と言われています。専門知識や制度の理解、組織を担っていくための教育など「人が育つ仕組み（研修体系とキャリアパス）」を作ることが急務であると考えます。合わせてワークライフバランスなど働く環境の見直しにも取り組んでいきます。

かねてから計画のボイラー設備更新工事は、環境省のCO²削減補助事業として取り組み、平成29年度工事着工をめざします。建設から18年が経過する中で設備更新や修繕の優先順位を見極め、中長期の計画を整備して行きます。

1. 経営力の向上について

- ・ 利用者のニーズに沿った信頼あるサービスを提供する上で、稼働率向上を目指し加算等の取得に努め経営の安定化を図ります。介護保険制度の方向性を見据えながら収支分析を行ない、実績を注視し職員全体で経営意識を高め業務にあたります。
- ・ 省エネルギーの意識を高め、設備の更新等によりエネルギー使用の枠組みの見直しを行ない、効率的で無駄のない施設運営を目指します。

2. 介護力の向上について

- ・ 介護の質及び専門性の向上を目指し、研修等へ積極的に派遣します。研修修了

者を中心とした排泄・認知症チームの体制を強化し、研修報告会の実施等、個人の質を高め、全体のスキルアップが図れるよう研修体制を整備します。

- ・ リスクマネジメントとしてPDCA サイクルの中で業務を継続的に改善し、良質で安全なサービスを提供します。
3. 地域社会への貢献について
- ・ 「ゆうすい出張講座」や「認知症サポーター養成講座」、成年後見制度への取り組み等、在宅介護に関する相談業務を通じた地域福祉の推進に努めます。
 - ・ 地域に在る施設として、認知症カフェの開催など施設の開放や町の事業へ積極的に参加し、活気ある町づくりに寄与します。
4. 明るく健康な職場づくりについて
- ・ 心身ともに健康で働くことができる職場づくりを目指します。産業医と連携を密にし、健診結果を正しく把握し、有所見者指導の他、メンタルヘルスケアや腰痛等の労災予防の意識付けをしていきます。
 - ・ 「新人研修」、「業務手順書」「マニュアル」等の見直しを行ない、手順や資格取得等を介護職員のキャリアパスに位置づけるなど、自己啓発意識を高めていきます。
5. 危機管理体制の強化について
- ・ 災害に備えた訓練や設備・備蓄品の点検を定期的実施します。BCP（事業継続計画）を作成し、災害一斉メールや既存の地域ネットワーク活用などの非常時の対応力を磨きます。福祉避難所としてそのあり方の理解を広め地域に貢献します。
 - ・ 「職場安全パトロール」を継続し、5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）運動を意識した安全安心な環境の保全と、事故予防の意識を高めます。
6. 透明性、信頼性の確保について
- ・ サービス利用についてのアンケートを実施する等、利用者側の声を聴く機会を増やします。利用者、家族が相談しやすい環境に整備し、苦情等に対し迅速丁寧に対応します。
 - ・ 全職員で法令遵守マニュアルに基づいた行動規範を守り、関係法令や運営基準等を理解した施設運営に努めます。
 - ・ ホームページを活用し、施設情報を公開することで地域に開かれた親しみやすい施設を目指します。

特別養護老人ホームゆうすい事業計画

◎ 利用者一人ひとりが満足できる施設サービスの提供を行います。

【重点事項】

1. 生活支援について

- ・ 利用者の目線に立ち、生活への楽しみが持てる行事や取り組みを実践します。
- ・ 良質で安全なサービスの提供を目指します。業務手順書を習熟し、「ひやり・はつと」を活用し、リスクマネジメントへの認識を高めます。
- ・ 介護と看護の連携を進め、認知症の方への対応や排泄等の介護の質の向上を図ります。
- ・ 施設内の整理整頓、生活環境の清潔保持を心がけます。物品の適正な管理に努める

ことにより、経費の無駄を省きます。

2. 食事サービスについて

- ・ 給食委員会における意見や嗜好調査の結果等により、利用者が生活への楽しみや季節を感じる事の出来る安全でおいしい食事の提供に努めます。
- ・ 低栄養状態の予防や、疾病の悪化防止など個々の栄養管理に努めます。

3. 健康管理について

- ・ 利用者が心豊かに穏やかな日常生活が過ごせるよう、終末期を含めて、本人、家族が望む生活が送れるように、専門知識、技術の向上を図り、各専門職が協力・連携し支援していきます。
- ・ 感染症対策として、予防の原則「持ち込まない・拡げない・持ち出さない」を念頭に、全職員への意識づけと実践の徹底に努めていきます。
- ・ 定期的に健康診断、ストレスチェック、腰痛予防対策の取組を行い、産業医の指導のもとに職場衛生委員会と連携して、職員一人ひとりが、身体的、精神的、社会的にも健康な状態を保つために働きかけていきます。

4. リハビリテーションについて

- ・ 一人ひとりが楽しく快適に、生活が送れるよう共にリハビリに取り組む姿勢を持ち、利用者の身体機能の維持を支援します。
- ・ 理学療法士及び機能訓練指導員の個別指導を活かし、利用者に適した生活リハビリが実施できるよう支援します。

5. 短期入所サービスについて

- ・ 医療と介護の情報を共有し、相互理解と連携を図り、介護者の緊急時受け入れ等、利用者・家族のニーズに沿ったサービスを提供することで、新規・再利用につなげ稼働率の安定に努めていきます。
- ・ 居室の環境を整備し、余暇活動、軽体操等も充実させることで楽しく安全に過ごせるように努めます。

デイサービスセンターあいあい事業計画

◎利用者が在宅での生活をいきいきと過ごして行けるよう支援します。

【重点事項】

1. 基本サービスについて

- ・ 利用者が在宅で、本人らしくいきいきと生活するために、今出来る事が継続できるよう身体機能の維持に心掛けます。
- ・ 施設内の整理整頓、環境の整備、美化に努め安全にくつろげる空間作りに努めます。
- ・ 業務手順書に沿った介護を行ない、介護事故の防止、「ひやり・はっと」の削減に努め、リスクマネジメントを意識した介護支援に取り組んでいきます。
- ・ 職員の介護知識・介護技術の向上が図れるよう各研修会への参加に取り組みます。

2. 食事サービスについて

- ・ 利用者の食事形態の変化や食事制限などに、その都度対応した食事を提供します。
- ・ 厨房と連携することで利用者からの要望を反映し、行事食を充実させ季節おりの郷土色ある美味しい料理を提供します。
- ・ 口腔体操等の実施により、食欲増進や嚥下、摂食機能の維持に努めます。

3. 健康管理について

- ・ 手洗い、うがいを励行し、在宅でも実践して頂けるように指導に取り組みます。

- ・ 在宅や施設の感染情報を共有することで迅速な対応を行います。研修に参加し、感染症予防に対する知識・技術の習得に努めます。
 - ・ 利用者の重度化に適切な対応が出来るように、在宅、看護、介護員間の連携と、医療に関する知識の向上に努めます。
4. リハビリテーションについて
 - ・ 利用者のニーズに沿ったリハビリを提供し、身体機能の維持向上を図り、在宅でも継続して取り組めるように支援していきます。
 5. レクリエーション、余暇活動について
 - ・ 利用者間の繋がりや交流を意識したレクリエーションを企画し実践します。
 - ・ 脳活性トレーニングや、楽しく体を動かす軽スポーツを実践します。季節ごとの行事、四季折々の外出等を企画し取り組みます。
 6. 介護予防について
 - ・ 個々に合わせた運動トレーニング、認知症予防、口腔機能維持の取り組みを、PDCAサイクルの中で継続的に計画・実行・評価・改善を行い体力の維持に取り組みます。
 7. 防災について
 - ・ 災害を想定した防災訓練を実施します。震災・火災などの災害DVDなどの視聴を通して、職員、利用者取るべき行動を考え、危機管理意識の向上に努めます。
 8. 地域とのつながりについて
 - ・ 地域の一員として、地区の活動や行事、ボランティア活動への参加を心掛けます。
 - ・ 地域ケア会議等の参加により、医療・介護・地域・他職種と情報交換を行うことで、情報の共有と連携を深めます。
 - ・ 職員の資格や知識・技能を生かし、「出張講座」等で講師として各地域団体への派遣をおこない、認知症予防や介護予防への情報の発信に努めます。

ケアプランセンターゆうすい事業計画

- ◎ 住み慣れた地域のなかで、利用者や家族が安心して生活ができるようにケアマネジメントを行います。

【重点事項】

1. ケアプラン作成について
 - ・ 利用者や家族の考えを尊重し自立支援の視点に立った、多様な生活を支えられるようにケアマネジメントを行います。
 - ・ 介護保険制度や各サービス事業等について、分かりやすい説明・適切な情報提供を行います。
2. 他機関との連携について
 - ・ より良い支援を行うために、サービス担当者会議等を開催し、サービス提供事業所との情報収集や情報の共有を図っていきます。
 - ・ 行政機関や民生児童委員等と、連携を図るなどの協力体制を持ち、適切な支援につなげます。
 - ・ 医療面のかかわりが多様化、より専門化するなか、利用者が在宅での生活への不安が軽減できるように連携を図ります。かかりつけ医からの情報や緊急時の対応等を確認し、スムーズな支援が出来るように心掛けます。

3. 研修について

- ・ ケアマネジメント業務の特性についての認識を深め、研修報告や事例検討等を行ない、ケアプラン会議へ主体的に参画することで一人ひとりの資質向上を図ります。
- ・ 利用者を取り巻く様々な状況に対応できるように自己研鑽に努め、研修会（内部・外部研修問わず）等に積極的に出席します。

4. 地域包括ケアシステム構築への役割

- ・ 地域包括支援センターと連携を図り、利用者が地域での生活を豊かに継続できるよう、社会資源の再認識や新しい資源の掘り起こしを行います。
- ・ 地域の特性を把握し、画一的なものにとどまらないように、地域に出向き意見等の収集に勤めます。

遊佐町地域包括支援センターゆうすい事業計画

◎高齢者が最期まで住み慣れた地域で、自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）づくりに取り組みます。

【重点事項】

1. 総合相談支援事業について

- ・ 相談は高齢者のみならず・障がい者・生活困窮者など複雑多岐にわたるため社会福祉協議会、民生児童委員、行政ほか専門職や関係機関と情報交換を密にし対応します。
- ・ 認知症や高齢者等の総合相談の窓口としての周知を図るため、地域や各団体の活動に参加し、住民が相談しやすい体制づくりを行います。

2. 権利擁護事業について

- ・ 虐待や消費者被害等の防止に向け、啓蒙活動（チラシ配布・講座等）を行います。
- ・ 権利擁護に関する団体等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動に取り組みます。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント事業について

- ・ ケアマネジャーや地域関係者から寄せられた支援困難事例については、地域ケア会議（個別ケース会議・全体会議）を開催し、関係者と共に解決に向け対応していきます。
- ・ 地域の課題把握・解決に向け医療・介護・福祉関係者・行政と情報交換を行い、包括ケアシステムの体制づくりを進めます。

4. 介護予防ケアマネジメント事業について

- ・ 平成29年度から実施となっている「介護予防・日常生活支援総合事業」に向け、行政・地域関係機関と連携しながら準備を進めていきます。
- ・ 虚弱高齢者を対象に介護予防事業「いきいき教室」を年3クール開催し、対象者が要介護状態にならないための予防事業に取り組みます。
- ・ 要支援認定者が、より自立した生活になるようなケアプランを作成し、活動的な生活ができるよう支援していきます（自立支援型地域ケア会議）

5. 認知症に関する事業について

- ・ 認知症になっても、医療や介護サービスが、スムーズに受けられ、安心した生活ができるよう、物忘れ相談連絡票や連携シートを活用し関係機関と情報共有を行います。

- す。
- ・ 地域住民に認知症の理解を進める活動として、「認知症サポーター養成講座」を継続して行います。
 - ・ フォローアップ研修等を実施し、認知症サポーターやキャラバン・メイトが活動しやすい体制づくりを目指します。

6. その他

- ・ 食の自立支援事業の申請を受け、状態確認・申請代行を行い、利用することで、より在宅での生活が改善されるよう支援を行います。
- ・ 無断外出者などの早期発見につながるよう、「高齢者等地域見守り事前登録制度」への登録の周知活動を行ないます。
- ・ 介護する家族が、心身共に健康な状態で生活を維持できるよう、リフレッシュとなる場や講座を設け介護者支援を行ないます。

平成28年度防災活動計画

防災委員 …… 管理課より防火管理者、業務員及び介護支援専門員
介護課及び通所課より介護員6名

月 日	訓練内容	設備点検	会議	備考
4 月		火災一斉メールシステム	防災委員会	
5 月	発電機始動・接続訓練		防災委員会	管理棟
6 月	昼間避難訓練 (通所課)	火災一斉メールシステム	防災委員会 法人全体防災会議	
7 月	無断外出者捜索訓練 (管理課)		防災委員会	
8 月	夜間避難訓練 (ユニット介護課) 遊佐町総合防災訓練	火災一斉メールシステム 消防用設備保守点検	防災委員会	
9 月	発電機始動・接続訓練		防災委員会 法人全体防災会議	あいあい
10月	地震想定避難訓練 (既存介護課)	火災一斉メールシステム	防災委員会	
11月	発電機始動・接続訓練		防災委員会	既存棟介護
12月		火災一斉メールシステム	防災委員会 法人全体防災会議	
1 月	発電機始動・接続訓練		防災委員会	ユニット棟介護
2 月	夜間想定避難訓練 (既存介護)	火災一斉メールシステム 消防用設備保守点検	防災委員会	
3 月	夜間想定避難訓練 (ユニット介護)	火災一斉メールシステム	防災委員会 法人全体防災会議	

※委員会は毎月第2水曜日開催

※委員会開催日は防災用具の点検を行う。

特別養護老人ホームにしだて 理 念

地域に支えられ、地域に寄り添う施設を目指します
地域に支えられ、地域を支える施設を目指します

平成28年度 にしだて経営の基本方針

平成26年4月1日に地域密着型介護老人福祉施設として開所して3年目を迎えることとなります。その間、遊佐町はじめ地区住民、福祉関係者、家族など多くの皆様に支えられながら着実な施設経営を行ってまいります。

介護保険制度が始まって以来の大きな変更が見られた平成27年度の制度改正、今までの介護サービスの中身や利用者負担のあり方などが大きく変わりました。変更内容が大きく、しかも多岐にわたるため、介護現場でも理解や対応が難しくなっています。

介護保険の給付サービスが中重度者対応への重点化にかたむく中、提供されるサービスの中身も変わってきています。その一つが、特別養護老人ホームの入所要件を「原則要介護3以上」とした改正です。当施設も含め全体的に待機者の減少は否めないところです。経営的には、加算要件等の制度的な縛りはありますが、各種加算の確保と施設入所、短期入所の目標稼働率の達成に向け取り組みます。今後、社会福祉法の改正等もありますが、制度改正を注視し、情報収集しながら適切に対処して参ります。

これからも地域社会の中で、支援を必要とする高齢者の生活と、人間としての権利を擁護することを第一とし、利用者の自己実現に向けて重度の要介護者や認知症高齢者が、地域で安心して暮らせるように、行政、医療、福祉諸機関等と連携を取りながら質の高いサービス提供に努めていきます。

6. 経営力の向上について

- ・利用者ニーズに即した信頼のあるサービスを提供すると共に、目標稼働率の達成に努めます。また企画会議等で利用実績の分析を行い経営の強化を図ります。
- ・健全かつ透明性の高い経営を行うために、適正な収益を確保し安定した経営基盤を確立します。
- ・品質の良いサービス向上に努め、感染予防も含め徹底した健康管理を行い、空床減に努めます。
- ・職員の自己実現に向け、多様な人材がその意思と意欲を生かして能力を発揮できるような組織と、連携と協調のもと、やりがいと働きがいのある職場環境づくりに努めます。

7. サービス提供について

- ・質の高いサービスが提供できるよう、職員は、誇りと職責を認識し、自己研鑽に努め、専門的知識・技術の向上を図るとともに、社会人としての人間的成長を目指します。
- ・利用者が、心身ともに健やかな日常生活を送ることができるよう、意思と尊厳を最大限に尊重した、良質かつ安心・安全なサービスを提供しま

- す。
- ・法令遵守に基づいた職員及び事業所としての行動規範を身につけ、信頼のあるサービス提供ができるように努めます。
8. 地域社会への貢献について
- ・地域との結びつきを一層重視し、高齢者の地域福祉の拠点として相談援助業務の充実を図り、地域社会に貢献します。
 - ・町や地域の行事等への参加、ボランティアの受け入れ、施設整備等の提供を行い、地域社会との連携を図ります。
9. 人材育成について
- ・施設運営に必要な研修への派遣や実施に積極的に取り組みます。
 - ・外部研修、内部研修等含め、専門職としての知識の習得やスキルアップに努めます。
 - ・実習生等を積極的に受け入れ、関係機関との連携を図りながら、福祉人材の実践力の向上に努めるとともに、未来の福祉を担う人材の育成、地域における福祉文化の醸成に貢献します。
10. リスクマネジメントと防災について
- ・事故防止のために、各職種と連携を取りながらアクシデント・インシデント等についてのマネジメントを行い、再発防止に努めます。
 - ・防災については、遊佐町、近隣住民、地区消防団等と連携を図りながら災害時に迅速な対応できるよう訓練を実施します。また、福祉避難所としての役割についても遊佐町や関連事業所と連携を図って参ります。
 - ・庄内地区特養防災ネットワークづくりとの積極的な連携を図ります。
7. 健康・衛生管理について
- ・産業医と連携をとりながら、健康診断の実施と要検査対象者のフォローを行い健康改善と増進に努めます。

特別養護老人ホームにしだて事業計画

◎ 利用者一人ひとりが満足できる施設サービスの提供を行います。

【重点事項】

1. 生活支援について
- ・入所者の日々の生活状況が、家族の方からも安心していただけるように、情報を共有しながら支援に努めます。
 - ・利用者が日々楽しみを持てるような行事や取り組みを行っていきます。「ひやり・はっと」の活用により職員の認識を高め、事故防止に努めます。
 - ・介護と看護の連携を図り、専門的な視点を持ち、統一したサービスの提供に努めます。
 - ・施設内の整理整頓、生活環境の清潔保持を心がけ、物品の適正な管理に努めます。
2. 食事サービスについて
- ・季節の食材や、地元の食材を取り入れ、利用者のなじみのあるおいしい食事を安全に提供するよう努めます。
 - ・定期的に行事食や企画食を行なうことで、日々の食事に変化をもたせ、食事を楽しんでいただけるよう工夫します。また、調理レクなどを通して、みなさんと食事を

- 楽しめる機会を多く持てるようにします。
- ・ 個人の嗜好や栄養状態、身体状態に合った食事を提供できるよう、他職種と連携し、適切な対応に努めます。
 - ・ ソフト食の形状の安定を図り、より安全で満足度の高い食事にしていけるよう取り組みます。
3. 健康管理について
- ・ 利用者の終末期を含めて、安心して穏やかな生活ができるように、寄り添った介護・看護を行っていきます。また、日常的な話合いや連絡、カンファレンス等を通して、家族の理解や協力が得られるように努めます。
 - ・ 感染予防を徹底するため、予防三原則「持ち込まない・拡げない・持ち出さない」を念頭に、「うがい」「2回手洗い法」を確実に実施することで、施設全体の感染症予防に努めます。
4. リハビリテーションについて
- ・ 利用者一人ひとりの身体機能、今できることを維持し、楽しく快適に、生活が送れるように支援していきます。
 - ・ 理学療法士の定期的な指導を活かし、利用者に適切な生活リハビリが実施できるよう支援します。
5. 短期入所サービスについて
- ・ 利用者に合わせて居室環境を整え、ご利用の期間を楽しく安全に過ごして頂けるよう支援します。
 - ・ 利用者へのサービス提供にあたって利用前の面談、利用毎の報告、サービス担当者会議等において、担当者、ご家族との情報の共有を図り共に支援していきます。
 - ・ 居宅介護支援事業所へ空き情報を提供し空床の活用につなげます。

ケアプランセンターにshだて事業計画

- ◎ 住み慣れた地域のなかで、利用者や家族が安心して暮らすことができるようにケアマネジメントを行います。

【重点事項】

1. ケアプラン作成について
- ・ 自立支援にむけたケアプラン作成を行います。
 - ・ 分かりやすい説明、適切な情報提供を行います。
2. 他機関との連携について
- ・ より良い支援を行うために、サービス提供事業所との情報収集や情報の共有化を図っていきます。
 - ・ 行政機関や民生委員等と、連携を図るなどの協力体制を持ち、適切な支援につなげます。
 - ・ 不安なく在宅での生活ができるように医療機関との連携を図ります。かかりつけ医の必要性、緊急時の対応等を確認し、スムーズな支援ができるように心掛けます。
3. 研修について
- ・ 利用者を取り巻く様々な状況に対応できるように、研修会等に積極的に出席し自己研鑽に努めます。

平成28年度防災活動計画

防災委員…… 1. 防火管理者 2. 防災計画担当 3. 安全指導担当 4. 設備用具担当
5. 救護担当 6. 非常食担当

◇訓練・点検及び会議等

月	訓練内容	設備点検	会 議	備 考
4月	職員通報訓練	119番通報装置 火災一斉メールシステム	防災委員会 ①	
5月	通報避難訓練 (夜間想定) 消火器訓練	水消火器使用 119番通報装置 火災一斉メールシステム 自家発電機作動訓練	防災委員会 ②	
7月	総合避難訓練 (夜間想定) (消防署立会)	119番通報装置 火災一斉メールシステム	防災委員会 ③ 地域関係者懇談会 災害対策会議	
9月		防災設備保守点検 (委託業者)		防災の日 9/1
10月	日直体制の避難 訓練 (昼間想定) 屋内消火栓消火 訓練 (消防署立会)	火災一斉メールシステム 自家発電機作動訓練	防災委員会 ④	
1月			防災委員会 ⑤	
3月	地震時通報避難訓練 (昼間想定)	防災設備保守点検 (委託業者) 安否確認メールシステム 自家発電機作動訓練	防災委員会 ⑥	